

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の概要

総務省自治行政局住民制度課
外国人住民制度企画室

1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、住民基本台帳法施行令について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正概要

外国人住民に係る住民基本台帳制度の創設及び住民基本台帳カードの引越継続利用を内容とする改正法の施行に伴い、以下のような改正を行う。

<住民基本台帳カード関係>

改正法により他の市町村へ引っ越した後も住民基本台帳カードを継続して利用することが可能となることから、

- ・ 転出届をして転出をした場合には、住民基本台帳カードは原則失効しないものとする
- ・ 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転入届をした際に転出地市町村長から転入地市町村長に通知する事項に、住民基本台帳カードの管理のために必要な事項(カード発行日等)を加える

等所要の改正を行う。

<外国人住民関係>

外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象となることから、

- ・ 外国人住民に交付される住民基本台帳カードの有効期間について、在留期間の満了の日等までとする
- ・ 仮住民票について磁気ディスクをもって調製できるものとする

等所要の改正を行う。

3 施行期日

<住民基本台帳カード関係>

改正法の施行の日（平成24年7月15日までの間で政令で定める日）

<外国人住民関係>

原則・入管法等改正法（※）の施行の日（平成24年7月15日までの間で政令で定める日）

※出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）

仮住民票関係の規定・公布の日